

会 則 ・ 規 則 集

令和3年10月1日現在

高円寺地域区民センター協議会

目 次

高円寺地域区民センター協議会会則	1
高円寺地域区民センター協議会委員会会議規則（昭和 63 年 10 月 1 日協議会規則第 1 号）	7
高円寺地域区民センター協議会財務規則（昭和 63 年 10 月 1 日協議会規則第 2 号）	10
高円寺地域区民センター協議会監査規則（昭和 63 年 10 月 1 日協議会規則第 3 号）	17
高円寺地域区民センター協議会事務規則（昭和 63 年 10 月 1 日協議会規則第 5 号）	19
高円寺地域区民センター協議会の名称変更に伴う関係規則の整備に関する規則 （平成 21 年 4 月 28 日協議会規則第 10 号）	22
高円寺地域区民センター協議会事務局職員に係る特例に関する規則 （平成 22 年 3 月 23 日協議会規則第 11 号）	24
高円寺地域区民センター協議会委員選任等に関する考え方（基準）	25
委員活動費請求・支払基準内規	34
委員活動費の請求について	35
自主事業用品の貸出許可基準	36
協議会の新たな一歩	別冊

高円寺地域区民センター協議会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、高円寺地域区民センター協議会(以下「会」という。)と称し、愛称をセッション協議会と定め、事務所を杉並区梅里一丁目22番32号(杉並区高円寺地域区民センター内)に置く。

(構成)

第2条 会は、別表第1に定める地域の住民をもって構成する。

2 前項の地域を「高円寺地域」と称する。

(目的)

第3条 会は、地域のことは住民自らが責任を持って決めていく「住民自治」の精神に基づき、住民相互の交流の便宜を図るとともに、良好なコミュニティを形成することにより、地域のよりよいまちづくりを進めることを目的とする。

(運営方針)

第4条 会は、政治的中立を堅持し、宗教活動及び営利行為は行わないものとする。

(活動)

第5条 会は、その目的を達成するため、地域のコミュニティ形成に必要な事業を行う。

第2章 組織及び運営

(委員の選出)

第6条 会の運営のため、次の各号に掲げる区分により選出した32名以内の委員を置く。

- (1) 高円寺地域内の以下の団体から推薦を受けた者 20名以内
 - ア 町会・自治会
 - イ 小学校及び中学校のPTA
 - ウ 青少年育成委員会
 - エ 商店会
 - オ 青少年団体、女性団体、障害者団体、高齢者団体及び消費者団体
 - カ 上記以外の地域活動団体
- (2) 高円寺地域内の以下の専門委員の団体から推薦を受けた者 4名以内
 - ア 民生・児童委員
 - イ 青少年委員
 - ウ 体育指導員
- (3) 本会の運営に熱意のある者で、委員会に諮り選出された者 8名以内
 - 2 前項第1号又は第2号により選出される委員の数が所定の数に満たないときは、当該不足する数を第3号により選出される委員をもって充てることができる。

ただし、第3号により選出される委員数は、委員総数の2分の1以下でなければならない。

- 3 委員が任期途中で退任した場合は、同一の区分から補充委員を選出することができる。

第7条 会がやむをえない理由により必要と認めた場合は、次条第1項の任期(2期)満了後2年以上経過した者のうちから、委員を選出することができる。

- 2 前条の規定は、委員の再選出について準用する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、選出された日から満2年を1期とし、2期を原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員は任期満了前もしくは満了後にあっても、新たな委員が選出される臨時総会の日をもって任期満了になるものとする。
- 3 会の運営上必要な場合は、委員会の承認を得て、1期を限度に延長することができる。
- 4 前条により選出された委員の任期は、1期を限度とする。
- 5 補充委員の任期は、前任者の残任期間をもって1期とする。

(役員)

第9条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計監事 2名
- (4) 部長 4名

2 会長、副会長、会計監事は、委員の互選により選出する。

3 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長 会を代表し、会を総括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計監事 会の会計監査を行う。
- (4) 部長 部を代表する。

(部の設置)

第10条 会の事業を分担処理するため、次に掲げる部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) コミュニティ推進部
- (4) 講座運営部

2 委員は、話し合いのうえでいずれかの部に所属するものとする。ただし、会長、会計監事は部員になることはできない。

3 各部には、部員の互選によって選出された部長及び副部長を置く。

(部の担当事務)

第11条 部の担当事務は次のとおりとする。

- (1) 総務部

- ア 会の経理、出納に関する事。
 - イ 委員との連絡に関する事。
 - ウ 区との連絡調整に関する事。
 - エ 地域との懇談に関する事。
 - オ 事務局に関する事。
 - カ 委員選出の事務に関する事。
 - キ その他各部に属さない事。
- (2) 広報部
- ア 区民センター報の立案、発行及び配布に関する事。
 - イ ホームページに関する事。
- (3) コミュニティ推進部
- コミュニティづくりの推進に関する事。
- (4) 講座運営部
- 文化的、体育的事業の立案及び実施に関する事。

(顧問)

第12条 会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が前会長を委員会に諮り委嘱する。
- 3 顧問の任期は、2年とする。
- 4 顧問は、会長の諮問に応じる。

(事務局)

第13条 会に関する事務を処理するため、会に事務局を置く。

- 2 事務局に局長及びその他の職員を置くことができる。

第3章 会議

(会議の種類)

第14条 会の会議は、総会、臨時総会、役員会、委員会、部会の5種類とする。

(会議の招集、審議等)

第15条 総会、臨時総会、役員会、委員会は会長が、部会は部長が招集する。

- 2 総会は、年度始めに、臨時総会は、委員の3分の2以上の賛成を得て必要の都度開催し、次の事項の審議を行う。開催通知は、区民センター報及び掲示板等をもって行う。
 - (1) 事業計画及び予算に関する事。
 - (2) 事業結果及び決算に関する事。
 - (3) 会計監査の報告の認定に関する事。
 - (4) 委員の承認に関する事。(第6条第3項の補充委員を除く)
 - (5) 会則に関する事。
 - (6) その他会長が提案した事。
- 3 役員会は、会計監事を除く役員をもって構成し、次の事項の審議等を行う。
 - (1) 委員会に提案すべき事項に関する事。

- (2) 緊急を要する案件に関すること。
- 4 委員会は、全委員をもって構成し、公開を原則として次の事項等の審議を行う。
- (1) 総会及び臨時総会に提案すべき事項に関すること。
 - (2) 会長から提案された事項に関すること。
 - (3) 各部の計画及び施行に関すること。
 - (4) 任期途中における補充委員の選出に関すること。
- 5 役員会及び委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 6 部会は、部会員全員をもって構成し、それぞれの部の担当事務に関する審議等を行う。

(採 決)

第 16 条 会議の議事については、別に定めるものを除くほか、出席者(次条に定めるものを除く)の過半数をもって決する。

(会議への特別参加)

第 17 条 会議の招集者は、必要に応じ、顧問及び関係する区職員等を会議に参加させることができる。

第4章 その他

(会 計)

第 18 条 会の経費は、杉並区からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

(委 任)

第 19 条 会則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成6年10月1日から施行する。

2 平成6年9月30日で任期満了する委員にあつては、平成6年10月25日までその任期を延長する。

3 平成6年10月25日の臨時総会で承認された委員の任期は、平成8年9月30日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 8 年 10 月 8 日の臨時総会で承認された委員の任期は、平成 10 年 9 月 30 日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成 10 年 9 月 30 日から施行する。
- 2 平成 10 年 9 月 30 日で任期満了する委員にあつては、平成 10 年 10 月 6 日までその期間を延長する。
- 3 平成 10 年 10 月 6 日の臨時総会で承認された委員の任期は、平成 12 年 9 月 30 日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成 12 年 9 月 30 日から施行する。
- 2 平成 12 年 9 月 30 日で任期満了する委員にあつては、平成 12 年 10 月 6 日までその期間を延長する。
- 3 平成 12 年 10 月 6 日の臨時総会で承認された委員の任期は、平成 14 年 9 月 30 日までとする。

附 則

この会則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成 14 年 9 月 30 日から施行する。
- 2 平成 14 年 9 月 30 日で任期満了する委員にあつては、平成 14 年 10 月 8 日までその期間を延長する。
- 3 平成 14 年 10 月 8 日の臨時総会で承認された委員の任期は、平成 16 年 9 月 30 日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成 16 年 9 月 30 日から施行する。
- 2 平成 16 年 9 月 30 日で任期満了する委員にあつては、平成 16 年 10 月 5 日までその期間を延長する。
- 3 平成 16 年 10 月 5 日の臨時総会で承認された委員の任期は、原則として平成 20 年 9 月 30 日までとする。

附 則 (平成 18 年 4 月 25 日定期総会改正)

この会則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 10 月 17 日臨時総会改正)

- 1 この会則は、平成 18 年 9 月 30 日から施行する。
- 2 平成 18 年 9 月 30 日で任期満了する委員にあつては、平成 18 年 10 月 17 日までその期間を延長する。
- 3 平成 18 年 10 月 17 日の臨時総会で承認された委員の任期は、原則として平成 22 年 9 月 30 日までとする。

附 則 (平成 20 年 10 月 21 日臨時総会改正 第 8 条改正)

この会則は、平成 20 年 10 月 21 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 28 日定期総会改正 題名、第 1 条、第 13 条改正）

- 1 この会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この会則による改正後の高円寺地域区民センター協議会は、改正前の高円寺地域集会施設運営協議会と同一性をもって存続するものとし、高円寺地域集会施設運営協議会に属した財産その他一切の権利義務は、高円寺地域区民センター協議会が引き継ぐものとする。
- 3 この会則の改正の際、現に選出されている高円寺地域集会施設運営協議会委員についても、前項の経過規定を準用し、委員の任期等、第 2 章の規定はすべて従前の例によるものとする。

附 則（平成 22 年 4 月 27 日定期総会改正 第 2 条、第 3 条から第 6 条改正、第 7 条削除、第 9 条から第 11 条改正）

- 1 この会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この会則の改正の際、現に選出されている高円寺地域区民センター協議会委員に関する第 6 条の適用については、同条の規定に関わらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成 24 年 4 月 24 日定期総会改正 第 9 条から第 11 条改正）

- 1 この会則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表第一（第 2 条関係）

名 称	町 丁 目
高円寺地域	高円寺北 一丁目
	二丁目
	三丁目
	四丁目
	高円寺南 一丁目
	二丁目
	三丁目
	四丁目
	五丁目
	和田 一丁目
	二丁目
	三丁目
	堀ノ内 二丁目
	三丁目
梅里 一丁目	
松ノ木 二丁目	
三丁目	